

第1章 はじめに

労働者派遣法は、直接雇用を原則とする日本の労働法制の中で、例外的な派遣就労という労働者の需給調整を民間事業者に委ねるという関係上、労働者派遣業を営む事業者に許可を与え、それを適正に管理するための法律という性質を強く持っています。そして、労働者派遣の対象業務の増加から原則自由化へと対象となる労働者が拡大されたり、違法派遣の場合に派遣先会社が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす「労働契約申込みみなし制度」などの民事上の効果も導入されたりする過程で、派遣法は制定当初の枠組みから大きな変化を遂げてきました。それゆえに、派遣法は、労働法について比較的知識のある方々からみても「構造が複雑で難解な法律」というイメージをもたれています。

そこで、厚生労働省は、派遣元や派遣先が派遣就労の適正な運営を行うことができるように「労働者派遣事業関係業務取扱要領」を作成しています。この要領では、派遣法、施行令、施行規則、派遣元・派遣先指針などで複雑に規定されている労働者派遣のルールが、制度や労働者派遣契約の原則、派遣事業者の許可、派遣元・派遣先の講ずべき措置、罰則などの項目ごとに整理されていますので、派遣元や派遣先だけでなく、労働者などの一般の方々が目を通して也十分参考になるものです。

しかし、要領は、膨大なものである上に、極めて実務的な記載となっており、例えば、派遣事業者の許可要件や届出手続きなどの一般の方々にはあまり関係のない内容も含まれているために、手に取ることすらためらいを感じる方もいらっしゃると思います。

そこで、第2部では、直近の法改正の内容や東京都労働相談情報センターに寄せられる労働相談などを参考にしながら、要領の内容からポイントを絞りこみ、それを起点として法令や指針を「逆引き」していくという狙いで解説をしています。

第2部で概要を把握していただき、さらに要領そのものを読み込んでいただくことで、労働者派遣法につき理解を深めていただくことをお勧めします。

【厚生労働省「労働者派遣事業関係業務取扱要領」】（令和4年10月1日以降版）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html